

千葉県立中央博物館
令和 9 年度特別展展示設計施工及び広報業務委託
企画提案（プロポーザル）募集要項

1 業務名

千葉県立中央博物館令和 9 年度特別展展示設計施工及び広報業務委託

2 委託業務の内容

「千葉県立中央博物館令和 9 年度特別展展示設計施工及び広報業務委託仕様書」に記載したとおり。

3 業務の実施方法

企画提案を募り、審査・選考を経て 1 団体を決定し、業務を委託する。

4 応募資格

次の全ての要件を満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 応募時点で千葉県物品等入札参加資格（委託）を有する者であること。
- (3) 応募の日から審査完了の日までの間に、千葉県の物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けていない者であること。
- (4) 応募の日から審査完了の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和 57 年 12 月 1 日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の 契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (6) 審査委員会の委員でないこと。
- (7) 過去 5 年度間に博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 2 条及び第 11 条に規定された登録博物館又は博物館法第 31 条に規定された博物館相当施設で展示面積が 500 ㎡以上の常設展示又は特別企画展示の設計施工および広報業務実績を有していること。

5 応募期間等

(1) 応募期間

令和 8 年 8 月 20 日（木）から令和 8 年 9 月 30 日（水）正午まで（必着）

(2) 応募方法

持参または郵送。（FAX での応募は不可）

持参する場合は、応募期間のうち休館日を除く午前9時から午後5時までに提出してください。(終了日は正午まで。郵送の場合は終了日必着)

(3) 提出物

企画提案書(正本1部、副本6部、電子媒体(PDF)1部)

※「8 提案書作成上の注意」に沿って作成すること。

(4) 提出先

千葉県立中央博物館 展示課 宛

メール tenji-t@chiba-muse.or.jp

電話 043-265-3111

〒260-8682 千葉市中央区青葉町955-2

* 件名「【提出】特別展設計施工及び広報」の文字を入れること。

* メール送信後、電話にて到達確認をすること。

6 説明会

応募を検討している企業・団体等を対象として、次の日程で開催する。展示会場の案内及び展示資料画像等の配布を行うため、応募を予定する団体は原則として出席すること。説明会への参加申し込みについては、メールにて受け付ける。なお、説明会に出席しない場合でも応募できるものとするが、資料を送付するため、必ず下記あてに連絡すること。

(1) 日時

令和8年8月27日(木) 10時30分から

(2) 場所

千葉県立中央博物館 講堂および展示室

(3) 申し込み

令和8年8月26日(水) 正午まで

送付先 千葉県立中央博物館 展示課 宛

メール tenji-t@chiba-muse.or.jp

電話 043-265-3111

* 件名「【説明会】特別展設計施工及び広報」の文字を入れること。

* メール送信後、電話にて到達確認をすること。

7 質問の受付

本件に関する質問については、質問票(様式第1号)をメールにて受け付ける。ただし、提案の状況、審査委員名等に関する質問は受け付けない。

(1) 期間

令和8年8月27日(木) から令和8年9月3日(木) 正午まで

(2) 送付先

千葉県立中央博物館 展示課 宛

メール tenji-t@chiba-muse.or.jp

電話 043-265-3111

* 件名「【質問】特別展設計施工及び広報」の文字を入れること

* メール送信後、電話にて到達確認をすること。

(3) 県ホームページおよび中央博物館ホームページへの掲載

本件に関する質問及びそれに対する県の回答については、県ホームページ及び中央博物館ホームページに掲載する。

8 提案書作成上の注意

(1) 提出部数 正本1部、副本6部、電子媒体1部(PDF)

※電子媒体はメールでの提出可。

(2) 提案書に記載する内容

ア 表紙(A4判1枚)

宛名「千葉県立中央博物館 四柳 隆」

タイトル「千葉県立中央博物館令和9年度特別展展示設計施工及び広報業務委託」

企画提案書、提出年月日、住所(所在地)、氏名(社名)、代表者の氏名・肩書きを記入し、正本には社印、代表者印を押印すること。

イ 提案概要(A4判8枚以内)

① 業務実施方針・実施体制

② 特別展の展開案

③ 広報計画案

④ 業務スケジュール

ウ 団体概要(様式第2号)

エ 過去における類似業務実績(A4判:任意様式)

・ 下記に示す2種の類似業務実績を挙げ、業務概要・成果等を記載する。

・ 実績はそれぞれ最大3件までとし、概ね5年以内のものとする。

・ 記載する内容については、県からの受注業務に限定されない。

① 常設展示面積500㎡以上の展示設計施工の実績

② 広報業務実績(指定管理業務等の運営業務に広報業務が含まれる場合も該当)

オ 見積書(A4判:任意様式)

・ 仕様書の業務内容及び本企画提案の内容を実施するために必要な全ての費用を算定する。

・ 見積書は、業務ごとに詳細な内訳を記載すること。

(3) 提案にあたっての留意事項

・ 提案内容は、採用された場合に、受託者が責任をもって実現できるものであること。

- ・独自提案の実施に要する経費は、本業務の委託料に含むこととする。

9 審査・選考方法

- (1) 審査委員会において、原則として、提案書及びプレゼンテーション・質疑応答による審査を行い、その中で最も優れた提案をした団体を委託先候補に選定する。
- (2) 審査委員会は10月中旬に実施予定である。
- (3) 審査結果は、応募者全員に郵送で通知する。
- (4) 評価基準

審査にあたっては、以下の評価基準により総合的に評価する。(配点合計100点)

評価項目	評価基準	配点
実施体制	・全体の統括責任者、事業担当者などの事業実施体制、役割分担等、責任の所在が示されているか。	10
業務実績	・本特別展の設計施工業務を効率的、効果的かつ確実に遂行するために必要な同種の業務実績があるか。	10
	・博物館の広報業務を効率的、効果的かつ確実に遂行するために必要な同種の業務実績があるか。	10
理解度・適格性	・本特別展の目的・内容を十分に理解し、明確な実施方針と、具体的かつ実現可能なスケジュールを提案しているか	15
企画提案力	・本特別展のコンセプトを十分に理解し、来館者にとって魅力的な展示手法が提案されているか。 ・ユニバーサルデザイン等の配慮がされているか。 ・展示全体に統一感をもたせているか。	20
	・本特別展の来場者増加につながる広報戦略及び広報手段の展開案が提案されているか。 ・展示と一貫性を持った広報が提案されているか	20
	【その他独自提案】 ・提案された展示内容や広報戦略が独自性に富んでいるか。	10
経費の妥当性	・所要経費・算定根拠が明確に示されていて、合理的な内容であるか。 ・費用対効果に十分配慮した内容であるか。	5
合計		100

10 提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 応募資格の無い者が提案したとき。
- (2) 所定の期限及び提出先に提案書を提出しないとき。

- (3) 同一の企画提案募集に対して、2つ以上の提案をしたとき。
- (4) 同一の企画提案募集に対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき。
- (5) 提案に関連して談合等の不正行為があったとき。
- (6) 見積書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文書の誤脱、又は認識しがたい見積又は金額を訂正した見積をしたとき。
- (7) 審査委員会を欠席したとき。
- (8) その他、審査を行うにあたって、県が無効であると判断したとき。

1 1 委託契約

審査により選定した最優秀提案の提出者を委託先候補とし、詳細な業務内容及び契約条件等について協議、合意したのちに、委託契約を締結する。

なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

- (1) 契約期間 契約締結日から令和9年10月31日（日）まで

- (2) 契約にあたっての主な留意事項

ア 提案書及び審査委員会は、提案内容及び応募団体の審査・選考のために 行うものであり、審査結果は提案内容をそのまま了承するものではなく、必要に応じて内容の一部を変更する場合があるので留意すること。

イ 業務委託仕様書は、提案された企画内容をもとに県が作成する。

ウ 契約にあたっては、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めること。なお、契約保証金は免除する場合がある。

エ 業務の全部を第三者に再委託してはならない。なお、業務の一部の再委託については、高い事業効果が見込めると県が判断した場合は認めるものとする。

- (3) 委託料

委託料の上限18,732,000円（消費税及び地方消費税込み）

（ただし、令和8年度の支払上限額は0円とする）

1 2 注意事項

- (1) 企画提案に要する経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類等は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に基づき開示する場合がある。
- (4) 提出された書類等は、必要に応じて複写する。
- (5) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。